

日 視 連 発 第 9 0 号
令和 7 年 10 月 21 日

中央教育審議会 初等中等教育分科会
教育課程部会 特別支援教育ワーキンググループ
主査 清原 慶子 殿

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
会長 竹下 義樹

意見書「共生社会の実現を促進するため、活躍できる人材を育成し、
視覚障害児童・生徒の教育環境の更なる充実を」

平素は、視覚障害児・者の教育環境の充実にお力添えいただき感謝いたします。

本連合は、視覚障害児童・生徒が特別支援学校（盲学校等）でも一般学校でも、等しく確実に「生きる力」を養えるよう、次期学習指導要領の検討並びに教育環境の更なる整備について、以下のとおり求めます。

1. 職業教育の継続と更なる充実を求めます

視覚障害児・者へのキャリア教育を進めていく中で、職業教育としてのあん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅうは中心的なものであり、特別支援教育において、継続的な環境を維持する必要があります。

併せて、視覚障害者の適職の一つとして柔道整復師があります。長年にわたり大阪府立大阪南視覚支援学校では、その養成が行われています。そのため、次期特別支援学校高等部学習指導要領の「第2章 各教科」には、現行の「第3款 保健理療」「第4款 理療」「第5款 理学療法」に加えて、柔道整復科を位置付ける必要があります。

2. 共生社会の実現を促進するための取り組みの充実を求めます

昨今、視覚障害の有無に関係なく、ともに楽しめるユニバーサルなゲームが登場しています。また以前から行われているブラインドスポーツは、一般学校で学ぶ視覚障害児童・生徒が体験する機会がほとんどありません。

そこで、ユニバーサルなゲームやブラインドスポーツを取り入れた取り組みを、特別支援学校（盲学校等）を中心に実施することが必要です。また、障害

の有無に関係なく、地域の一般学校で学ぶ児童・生徒にも体験できる機会を設けることが必要です。これらを踏まえ、次期学習指導要領に広く障害者スポーツの意義等を盛り込むことが必要です。

さらに、一般学校で学ぶ視覚障害児童・生徒が、「交流及び共同学習」として特別支援学校（盲学校等）の授業に参加できる仕組みを整えることが必要です。例えば、特別支援学校（盲学校等）では、理科の実験を視覚障害児童・生徒でも理解できる方法が確立されています。視覚障害児童・生徒の学習理解の向上を促すためにも、この取り組みを実現するための環境整備が必要です。

3. どの学校に就学しても個々に応じた教材が確実に確保されることを求めます

特別支援学校（盲学校等）に就学しても地域の学校に就学しても、その児童・生徒に適した教材を確保し、自立と生きる力を身に付けられるような環境整備が必要です。例えば、視覚障害児童・生徒が端末を十分に使うための環境整備、点字を必要とする児童・生徒に点字教科書・教材が確実に行き渡る仕組みの確立、専門的点訳者の確保も含めた環境整備が挙げられます。

他方で、弱視（ロービジョン）の児童・生徒を中心に、ICTを活用した教材等は有効であるが、長時間の使用は視機能の疲労からVDT症候群（ビジュアル・ディスプレイ・ターミナル症候群）といった目の痛みやかすみ、ドライアイ、頭痛、首や肩のこり等を招き、健康上の問題や視力保存の問題、学習への集中力低下等の影響が懸念されます。ICTを活用した教材等を利用した環境を整える一方で、過度な使用による健康上の問題が発生しないための対策を検討することも必要です。

4. 専門性を有する教員の確保と環境整備を求めます

視覚以外の障害を有する視覚障害児童・生徒に対しては、より専門性の高い教員の確保と環境を整えることが必要です。

また、特別支援教育においても、一般学校での教育においても、視覚障害に関する専門的な教育環境を維持することは、等しく十分な学習環境を整えるために必要です。